

公文書と自由民権運動

―新しい政治文化を中心に―

文学研究科歴史学専攻博士前期課程一年

高木 翔太

はじめに

卒業論文では「土佐の自由民権運動について」をテーマとし、「郵便報知新聞」を用い土佐の立志社の演説会の隆盛を述べた。修士論文では、地元である大分県の自由民権運動を新しい政治文化である新聞や演説会を中心に述べたい。^①

大分県の自由民権運動に関する研究は、全国的に運動に関する研究が高まった一九八〇年代頃から同様に進んだ。「大分県地方史」に野田秋生や春田国男の研究がある。

野田秋生の研究は、自由民権運動を行った大分県の政社・政党に関する研究である。中津の亦一社や交詢社を中心に、演説会や国会期成同盟といった政社・政党の諸活動について述べている。^②また、中津の増田宗太郎に関する研究や大分県における地方自治要求などの研究がある。^③

春田国男の研究は、「田舎新聞」・「田舎新報」といった新聞に関する研究である。「田舎新聞」の記事の民権論に関するものを紹介し、「田舎新聞」が当時の人々の民権思想拡大を担っていたことを挙げ

ている。^④また「田舎新聞」廃刊後に出た「田舎新報」は、民権思想からは逸脱しており軍事に関する記事など、国権論を主張する国権主義へと傾斜していった点を指摘している。^⑤

最近では丑木幸男の研究もある。「地方巡察使復命書」と大分県庁文書から民権期には改進黨の勢力が大きく自由党は微弱であったが、その10年後には自由党系の大同派が多くなっていたことを挙げている。^⑥また速見郡立石村一件は、自由党員である胡麻鶴岩八が中心となって戸長改選を求めた地方自治要求であり、民権運動と名望家による地方自治要求運動が結合していた事例として紹介されている。^⑦

これらの研究成果を踏まえながら、自由民権運動に関する公文書と新聞を用い研究を進めて行きたい。公文書は運動を規制した側の史料であり、新聞は運動を規制された側の史料である。両方の史料を用いることによってより実態が明らかになると考える。

今回は修論のまだ途中であり、新聞を読む作業が終わっていないので、大分県立公文書館の公文書だけを用いた。公文書だけなので一方的な見方であり詳細な運動の実態は分からないが、県の運動に対する規制・新聞の種類・演説会の回数などについては明らかにしたい。

尚、本文で引用した文書についてはすべて常用漢字に直した。合字などの変換ができない文字はすべて片仮名に直した。引用文中の「」内は筆者の文である。

第一章 新聞とその規制

日本において最初に新聞が出されたのは、一八六〇年代の初めである。しかし、それらは外国で出された新聞の翻訳のままであったり、在留外国人によって出された英文による新聞であったりした。その後、日本で最初の邦字新聞は、ジョセフ・ヒコというアメリカ国籍をもつ日本人によって一八六四年五月に出された。戊辰期には、新聞の第一期の隆盛が起き、最初の新聞筆禍も起こる。一八六九年二月八日に政府は、「太政官布告第一三五号」により新聞の発行を認めたと同時に、「新聞紙印行条例」を出して、新聞の発行に関する細かな条目を定めた。翌年十二月には、「横浜毎日新聞」が発行された。初めて日刊紙を目指したり、初めて鉛活字を使ったりと日本新聞史上において画期的な新聞であった。⁸⁾

一八七一年七月十九日には、これまで新聞を規制してきた政府であったが、文明開化政策のために新聞が必要であるということから、新聞の発行を促す「新聞紙条例」を出した。この条例により、新聞は第二期の隆盛を迎え、「東京日々新聞」、「日新真事志」、「郵便報知新聞」、「朝野新聞」などの自由民権運動を担った新聞が発行される。しかし一八七三年四月には、「太政官布告第一三一号」が出され、在官の者が新聞に意見を載せることが禁止された。また同年十月十九日には、「新聞紙発行条目」が出され、執筆規制が行われた。一時は新聞の発行を促した政府であったが、新聞の影響力を前に規

制せざるを得なかった。⁹⁾この「新聞紙発行条目」が、大分県下にもしつかりと出されていたことが分かる史料が残っている。¹⁰⁾

大分県における最初の新聞は、「大分一週新聞」である。先の執筆規制の始まりと同年の十月二十六日に大分郡大分町で発行された。名前の通り週刊紙で、一ページ十六字詰め十二行の木版刷り小判紙十枚程度を綴ったものであった。発行者・社主兼署名人は印刷屋村上堂の村上勘兵衛であり、編集を担当したのは和洋紙商を営んでいた三塚乙人、記事を書いたのは児玉九春・高取成章・秋月毅などであった。¹¹⁾

あまり多くのことが分かっていない状態である「大分一週新聞」であるが、この新聞に関する公文書館の史料として次のものを挙げ

一週新聞発兌揭示ノ文

凡善ヲ見テハ自ラ徒ランコトヲ欲シ悪ヲ聞テハ自ラ誠シムルハ人ノ常情
知識ヲ開キ開花ニ進歩スルノ基ニシテ方今各国新聞ノ設アル所以ナリ当庁
下ニ於テモ来ル八月廿日ヨリ一週新聞発兌アリ就テハ孝悌節義ノ者ハ勿論
其他善悪ニ拘ラス人ノ勸懲トナルヘキ奇談珍説アラハ近キハ投書シ遠キハ
郵便ニテ送ルヘシ尤無根ノ浮説観懲ニ害アルモノハ投書ナストモ刊行ナシ
ト知ルヘシ其余奇事異聞ト雖モ必ス虚実ヲ正シ投書人ノ姓名居所等分明ニ
認ムヘシ右新聞発兌ノ上管内ノ人々自反奮起悪ヲ去リテ善ニ徒リ知識明カ
ナラシメハ投書人勸懲ノ正シキヲ得ルノ功ニヨルト知ルヘシ因テ茲ニ其概略
ヲ揭示ス尚詳悉ヲ欲セハ県庁ノ取次ニ就テ係リ官員ニ質問スヘキモノ也¹²⁾

『大分県史』では、「大分一週新聞」の創刊の日付を十月二十六日としているが、先に挙げた史料では、「当庁下ニ於テモ来ル八月廿日ヨリ一週新聞発行アリ」と八月二十日に発行されたところ。「大分県史」の創刊の日付は、何を根拠にしているのか分からないが、史料から八月二十日に発行された可能性が高いと考えられる。

一八七五年六月二十八日には、「新聞紙条例」と「讒謗律」が出され、これまで規制だけであつたものに加えて罰則が定められた。この法令が出されてすぐにはないが、徐々に多くの者が筆禍に成る本格的な政府の弾圧が始まつた。また同年七月七日には、「太政官布告第一一九号」が出され、先に挙げた一八七三年四月の「太政官布告一三二号」をさらにいっそう厳格にしたものであり、官吏が新聞雑誌に政論を發表することが、改めて禁じられたのである。翌年の七月五日には「太政官布告第九十八号」が出され、「新聞紙条例」による編集人・著者の処罰だけでは新聞を抑えられないとして、新聞自体を發行禁止や發行停止にする規制となつた。これにより、身代わり紙の發行や新聞の葬式など政府の処置を皮肉つたようなことが行われる。¹³

大分県では、身代わり紙の發行や新聞の葬式は行われていないようである。こういった新聞の規制の流れであるが、大分県で自由民権運動を担つた新聞である『田舎新聞』の發行は、弾圧の法令が整つた後の一八七六年十一月十三日である。春田国男により『田舎新聞』の研究が行われ、どのような具体的記事を掲載し、読者へのアピー

ルを試みていたのかが明らかになつた。特に明治十三年頃から、国会開設に関する主張が紙面に続々登場しているようである。¹⁴

私も現在『田舎新聞』を読んでいる途中であるが、演説会の広告などが多く載っている。当時のことが分かる貴重な史料であるので、修論ではしっかりとめたい。また、『南豊新聞』についても見て行くつもりである。

『大分県統計表』を用い、大分県下の新聞の發行年月・社主・発行部数が分かるものなどをまとめたのが表Ⅰである。¹⁵この表Ⅰから、一八七九年の段階では『田舎新聞』が一番売れていることが分かり、『南豊新聞』は約六分の一以下である。しかし翌年には、『南豊新聞』が追い抜き、一八八一年には倍以上になつている。『田舎新聞』は一八八一年七月には廃刊になつており、廃刊の理由は明らかになつていないが、『南豊新聞』の台頭による『田舎新聞』の発行部数の伸び悩みが原因ではないかと考える。

また、この表Ⅰの發行年月と『大分県史』に記載されている發行年月を比較してみると何点かの相違がある。

まず『大分県史』で、「発行人は明らかではないが、十二年十月五日、大分町で『硫海新聞』が發行されている。」とある。¹⁶表Ⅰには、『硫海新聞』の社主は松本末太郎とあり、發行年月は十二年十一月となつている。『硫海新聞』の発行人は社主である松本末太郎と考えても良いのではないかと一点と、十月五日と十一月で異なっている点を挙げて置く。

次に、『函海雑誌』が十三年十二月十六日付で發行されている。

とある。⑩表Iでは、発行年月は十四年二月になっている。ここでも十三年十二月十六日と十四年二月で異なっている点を挙げて置く。

この他の新聞については、「大分県史」に記載がないか相違がなかった。「大分一週新聞」のパターンと違い今回は、「大分県統計表」の日付の方が後になっていることから、「大分県史」に根拠が挙げられていないながらも否定はしにくい。統計表を作成したものが間違えた可能性もある。今後新聞史料などを読み明らかにしたい。

次に、先に見た全国的な新聞の規制とは別に、国から大分県に対して新聞を規制するような指示が出ていたことが分かる公文書がある。それらの史料を三点紹介する。

一点目は、一八七四年二月十七日付の史料である。

第二十二号

院省使府県

今般佐賀県下動揺ニ付為鎮庄出兵被 仰付候ニ付而者軍事ニ関係ノ件諸
官庁ヨリ新聞紙掲載為致候義一切禁止候条此旨相達候事

明治七年二月十七日

太政官 三条実美^⑪

佐賀の乱がこの当時起き、それによって国から大分県に送られてきた史料で、佐賀の乱に関して軍事関係のことは、新聞紙に掲載することを禁止していたということが分かる史料である。

二点目は、一八八〇年四月九日付の史料である。

貴県下管内田舎新聞第三百十二号去月三十一日発売雜報欄内第三項国会開設可相成云々太政大臣ヨリ衆華族へ口達アリシ由掲載有之右ハ無根ノ風説ニ候条取消方至急該社へ御達相成度此段及御照会候也

内務省図書局長

明治十三年四月九日

権書記官何札之圖

大分県令 香川真一殿^⑫

この史料が出された前年の明治十二年十月三十日には、大分県令は西村亮吉になっている。この史料では、香川真一となっており国が間違ったものと思われる。「田舎新聞」の第三百十二号の雜報欄に国会開設に関する記事があり、それを取り消す為に田舎新聞社へ県が指示するように国が達した史料である。

三点目は、一八八〇年七月三十日付の史料である。

十三年八月十八日記付

条約改正ニ関スル事件新聞紙へ掲載致間敷旨新聞社江達シ有之儀本月二十一日電報ヲ以テ内務卿ヨリ御達相成候処都合ニ依リ取消相成候条此旨尚又新聞社江御内達可有之内務卿之命ニ依リ此如及御通達候也

明治十三年七月三十日

内務書記官

大分県令 西村亮吉殿

再件先般新聞紙ニ掲載致間敷旨達シ之節其御達アリシ旨以掲載セシ新聞社も「カ」有之候処本文取消口達之儀新聞紙江掲載候テハ指支有之ニ付

其刃御注意之上御達相成度為念此段申添候也²⁰

前半の文は、条約改正に関する記事を新聞に掲載することは、禁止にすると政府は一度達したが、その禁止を取り消すと政府が達したものである。後半の文で、その取り消したという記事を新聞に掲載するなど達している。政府に何が悪いことは、政府が隠そうとしていたことが分かる史料である。

以下のように、新聞に関する規制を国が大分県に対して指示していたことが公文書から分かった。それでは、大分県はどのように県下の新聞を規制していたのか、そういったことが分かる公文書は、あまり残っていないようである。最後に「大分県報」の一八八三年十一月一日付の史料を挙げて置く。

乙第百式拾五号

郡役所

町村役所

本県師範学校卒業ノ者ニシテ妄ニ講談演説ノ席ニ臨会シ或ハ新聞紙又ハ雑誌雜報等ニ於テ政治ニ関スル事項ヲ叙述スル等不相成候条該有効証書所持ノ者ヘ無洩達スヘシ此旨相達候事

明治十六年十一月一日

大分県令 西村亮吉²¹

教師などの師範学校卒業者が、新聞・演説会で政治に関する記事を叙述することは、禁止されていたということが分かる。県下の教

師などの師範学校卒業者に対する言論規制である。ここで新聞以外に演説会での言論規制が行われていたことが分かる。次の章では、この演説会について見て行く。

第二章 演説会への規制

新聞が「新聞紙条例」と「説謗律」の二法により発言が抑え込まれ、新しく言論を伝達する手段として演説会が行われた。中津出身である福沢諭吉など慶応義塾関係のものが行った三田演説会の会場である三田演説館は、一八七五年五月一日に開館した。公開の演説会は、この転換期である一八七五年頃から始まった。²²

大分県での演説会は、一八七七年には始まっていたようである。野田秋生の研究により、政社や地域別に演説会が、どのように行われていたかが明らかになった。中津・臼杵・竹田の演説会が特に目立っている。今後は、この研究を「田舎新聞」と照らし合わせて、確認する必要がある。²³

演説会に関する最初の規制は、一八七八年七月十二日の「太政官布告第二九号」である。この段階ではまだ規制を目的としたものであり、罰則規定はなかった。一八七九年五月九日には、太政官が各省院使長官に通達し、官吏の政談演説を禁止した。翌年二月十二日には、「陸軍省乙第八号達」が出され、学校生徒や下士官・兵卒などの軍人は、演説・講談会の傍聴は禁止された。そして、同年の四

月五日に「集会条例」が出され、一条から九条までの禁止条目と、十条から十六条までの罰則が定められた。この「集会条例」により多くのものが舌禍になる。²³

稲田雅洋「自由民権の文化史―新しい政治文化の誕生」には、一八七八年十二月九日の「東京警視本署甲第六四号達」・同年十二月十八日の「東京警視本署甲第六六号」・同年十二月二十五日の「警視局ヨリ各分署へ達」これら三点の史料が挙げられており、これはあくまでも東京府内に限って出されたものであった。とある。²⁵

しかし大分県下でも、「東京警視本署甲第六四号達」の内容とほぼ同じものが布達されていることが確認できる。

警布第廿四号集会心得云々布達

自今政談講学ヲ目的トシ衆ヲ集メテ演説若クハ論議スルモノハ左ノ通可心得此旨布達候事

第一条

凡政談講学ヲ目的トシ衆ヲ集メテ演説若クハ論議スル者ハ予メ会主及金「ママ 会力」員三人以上ノ連名ヲ以テ其地管理ノ警察署ニ届書ヲ出スヘシ但シ定日時ナキ者ハ開会ノ日ヨリ少クモ三日前ニ届書ヲ出スヘシ

第二条

届書ニハ会合ノ趣意場所及定日時又ハ定日時ナキ事及会主ト会員三人以上ノ住所属族姓名ヲ明細ニ記載スヘシ²⁶

東京府以外でも、演説会を開く為の細かな規定をこの当時各県は

（定めていたと考えられる。²⁷）内容は、演説会を行う者は警察署に届書を出さなさいといけない、届書には演説会の場所や日時、定日時が無い時は会員三人以上の住所・氏名を記載するなどといったものである。この「警布第廿四号集会心得云々布達」に追加する形で次の布達が出された。

警布第壹号政談講学云々布達

政談講学ヲ目的トシ衆ヲ集メテ演舌若クハ論議スルモノハ其地管理ノ警察署へ可届出旨昨十一年十二月警布第廿四号ヲ以テ布達候処警察官吏ヲシテ会場ニ監臨セシメ候条此旨布達候事²⁸

先の規則に加えて、演説会の会場に警察官の臨監を定めたものである。この警察官の臨監によって、演説会が解散させられたり、その場での弁士の拘引が行われたりした。演説会を行う者にとっては、この警察官の臨監ほど嫌なものではなかったと思われるが、演説会の聴衆にとっては、会場の警察官と弁士との争いが楽しみであった。この警察官の臨監が政府との思惑とは逆に演説会を隆盛させる一つの要因になったと考えられる。

先に述べたが、一八七九年五月九日には、太政官が各省院使長官に通達し、官吏の政談演説を禁止した。この官吏に関する規制などの公文書を挙げ、県下では官吏の規制がどうなっていたのか確認する。

十二年六月五日

勘署掛 玉置七等属

令

勘署掛[㊦]

書記官

内務省ヨリ官吏演説等禁止御達有之候ニ付左之通課中へ御達可相成乎相
伺候也

案

官吏者職務ニ係ル外政談講学ヲ目的トシ公衆ヲ聚メ講談演説ノ席ヲ開ク
等不都合之義ニ付右等之儀一切不相成候条此旨相達候事

十二年六月六日

長官名[㊧]

内務省より官吏の政談演説禁止を受けて、課中に以下のように官
吏の政談演説の禁止を達して良いか伺っている。国の命令が県に対
して、しっかり伝達されそれが行われていたことが分かる。官吏に
関する同様な規制として次の史料を挙げる。

官吏其職務ニ係ル外政談講学ヲ目的トシ公衆ヲ聚メ云々去ル十二年六月
六日付以相達置候処政治ニ関スル集会等ニモ関係スベカラザル筈ニ候条
為心得此旨内達候事

明治十五年三月三十日

本局[㊨]

先の官吏の政談演説禁止に加えて、官吏が政治に関する集会に参
加することを禁止した。以上のように官吏は、政談演説や政治に関
する集会への参加が禁止されていた。官吏となった者は、自由民権

運動に参加することは難しかったのである。この官吏の中には、地
域のリーダー的存在でもあった戸長も含まれていたようである。そ
して、これら官吏の政談演説禁止に関する達しに対して、戸長梅木
彦三郎が県に伺いを立てている。

第九十七号

明治十三年二月十六日 受

勘署掛七等属 玉置本賢

明治十三年二月十六日 成案

令代理

書記官

勘署掛属不在

庶務課長副[㊩]

雑務掛属[㊪]

演舌会社員之義回議

下毛郡長ヨリ戸長等演舌会入社之義ニ付別番之通伺出候間左案御指令可

然乎相伺候也

二百十六号 案

書面第一条第二条ハ本月十二日勘達第四号ノ通可相心得第三条ハ伺之通

十三年二月十七日

参考

勘達第四号

凡ソ官吏准官吏トモタル者其職務ニ係ル外政談講学ヲ目的トシテ公衆ヲ
聚メ講談政【演と横に訂正有り】説等ノ儀不相成候条此旨相達候事

十三年二月十二日

県庶第一〇五三号 明治十三年二月十四日

庶第一八四三号 明治十三年二月九日 受

演舌会社員之義ニ付伺

第一条

政談講学ヲ目的トシテ公衆ヲ聚講談演舌等ノ義官吏タル者ハ其職務ニ係ルノ外ハ一切不相成旨客年五月太政官御達ノ趣畏承ス然ルニ町村戸長ニライテハ準等外吏ト雖其性質タルヤ官民両属ヨリ成立セシモノナレハ社員ニ列シ演舌不苦儀ニ候哉

第二条

第一条ニ云政談講学ヲ目的トスル会席ニライテ戸長演舌不都合トセハ政談ヲ目標セス専脩身經濟ヲ本トシテ彼政談ニ演及セズンバ戸長社員ニ列スルハ不苦儀ニ候哉

第三条

第一条ニ云拘ラス教導職試験ハ準等無之モノニ付入社演舌スルモ通常社員ニ異ナラザル儀ニ候哉
右三条奉伺候条至急御指揮奉仰候也

十三年二月七日

令殿代理

大分県大書院官 小原正朝殿

庶務第五十五号

右之通ニ候也

明治十三年二月十二日

下毛郡長 鈴木間雲園^①

第一条では、町村戸長も政社に入り演説してはいけないのか。第二条は、戸長は政談演説をしない政社でも入ったらいけないのか。といったもので、県の回答はどちらもダメだというものである。戸長等が行っていた地方自治要求と民権運動が結合することを恐れている県にとっては、認められないものであった。^②

以上のように公文書から、大分県でも演説会に対する規則や規制が行われていたことが分かった。しかし実際に演説会が、「いつ・どこで・だれが・どのように」というような演説会の実態についてはまったく明らかになっていない。そういったことが少しでも分かる公文書を次の章で見に行く。

第三章 公文書から分かる演説会

ここでは、『大分県年報』と『大分県統計表』を用い大分県における演説会の実態を少しでも明らかにしたい。一八七九年から年度を追って順に見て行く。

演説会

演説及講談会等ノ景況ヲ通視スルニ未タ隆盛ニ趣クノ兆候見スラ況ンヤ
国安ヲ害シ国憲ヲ犯ス等ノ演説ヲナス者ナシ蓋シ少年輩ノ余暇開会スル

モノ多キニ由ル³³

一八七九年の段階では、演説及び講談は隆盛してなく、国安や国憲を犯す演説をするものもなし、少年輩が暇な時に開会している程度だということである。次は、警察が一年間の県下の状況を書いたものである。少し長いので、筆者が翻訳してまとめたものを挙げる。

一月↓国会開設請願委員の上京。明治庚辰講談会の聴衆が五百人を下らないほどいる。

二月↓中津の演説会が盛ん。竹田で奨順社も演説会盛大。国会開設請願委員の帰着。

三月↓国会開設論者は中津に多く、中でも青年輩が多い。

四月↓集会条例後は、政談論議する結社は中津の亦一社と外四社。外は学術工芸の演説。少年輩が多い。

五月↓学術工芸の集会は多いが政治に関する集会は少ない。

六月↓政談演説も衰退。

九月↓宮村三多の九州各県の親睦会は五人と少なくまた福岡で会する約束。
東。

十月↓宮村三多が福岡に行きその後上京した。

十二月↓演説集会は極めて稀。³⁴

一八八〇年の一月や二月は、中津や竹田で演説会が隆盛していたことが分かる。しかし、四月の集会条例公布後は、演説会が衰退し

ていったことが窺える。宮村三多や国会開設請願委員のことは、演説会とは関係がないが自由民権運動には関することなので挙げた。次も同じ警察の公文書からである。

演説会

集会条例頒布前ハ政事ニ関スル事項ヲ講談論議スル者中津竹田佐伯等往々之レアリシカ学校私塾等ノ生徒多キニ居ルヲ以テ条例頒布後ハ一時絶滅ノ勢アリシカ本年九月ヨリ十月ニ際シ大分郡鶴崎町及北海道郡臼杵町ニ於テ熊本県士族松川藤四郎一木斉太郎古庄三郎等政談演説会ヲ開キタリ其主要タル国会開設論ヲ主唱シ民権拡充論ヲ呼称スルモノノ如シ而シテ国安ニ影響ヲ及スナキモノト察知ス³⁵

集会条例前は、中津・竹田・佐伯などで演説会が行われていたが、公布後は一時絶滅になりかけた。九月から十月に鶴崎町や臼杵町で、熊本県士族の松川藤四郎と外二名などが演説会を開き、国会開設に関することを主唱し民権拡充論を呼称した。しかし、国案に影響を及ぼすものではないと県側が察知していたことから、この演説会は隆盛せず、激しいものでもなかったと考えられる。

次は、一年飛んでしまいが一八八二年の公文書である。こちらも一年間の報告であり少し長いので、筆者が翻訳してまとめたものを挙げる。

四月↓中津で政談非政談の演説あり。

五月↓大分で政談演説あり。

六月↓中津の公園で親睦会あり。

七月↓高田・佐伯・中津・別府などで政談や學術の演説あり。

九月↓中津・高田で非政談演説あり。

十月↓高田で非政談演説あり。

十一月↓中津・四日市村で親睦会あり。

十二月↓大分・中津で政談演説あり。³⁶

これにより、各地で政談演説と非政談演説が行われていたことが分かる。非政談演説とは、學術に関する演説や衛生に関する演説など政治に関する以外の演説会である。高知県などでは、學術や衛生に関する演説会と称して、政談演説会を行っていたが、大分県ではそのようなことを行っていないようである。

以上のように、一八七九年・八〇年・八二年と見てきたがまとめると、七九年の段階では、県下で演説会は隆盛していなかったが、八〇年にはよく行われるようになっていた。しかし、八〇年四月の集会条例公布後は、罰則の為か行われなくなった。そして、九月から十月には鶴崎町や臼杵町で、県外のものが演説会を行ったが隆盛せず、十二月に演説集会は極めて稀であった。八二年には、四月から各地で政談演説や非政談演説が行われた。八一年の公文書に記載があればよかったのだが、ないので新聞などで補い明らかにしたい。次に、「大分県統計表」から演説会の回数などを見て行きたい。演説会をする者は、警察署に届出を出すことになっている。各地で

の演説会の届出を県がまとめて統計表にしてくれている。これからすべてではないが、演説会のだいたいの回数がかかる。各地ごとの表を挙げると頁を取るのので、各年の合計だけを表にしたのが表Ⅱである。³⁷

この表の演説会の度数によると、まず明治十五年に演説会の度数が二九回となり、そんなに多くはないがある程度行われるようになる。この年は、竹田の演説会が目立ちほぼ半数の一四回が竹田で行われている。その後は、二十一年までは少なく、二十一年以後は増加している傾向である。二十三年の九一回は、翌年の選挙に向けて演説会が大分郡で五一回も行われた為である。

演説会への規制に関して検討すると、明治十五年の全会二三回が目立つ。全会は演説会を解散させられた回数であるが、高田で二一回と原因はここである。なぜ解散されたのか今後調べていきたい。後の禁止や不認可などに関しては、あまり規制を受けてない感じを受ける。大分県令である西村亮吉は、自由民権運動に対して激しく弾圧をしたというのが通説であるが、この表Ⅱからはそれが感じられない。規制した側である県にとっては、そういったことを載せたくなかったのかもしれない。規制された側の史料である新聞を用い今後明らかにしたい。

この章で、「いつ・どこで・だれが・どのように」演説会を行っていたのか明らかにしたかったが、「だれが・どのように」の部分に関してはほとんど明らかにできなかった。「だれが」は演説会の主催者である政社や熊本県の士族など少し明らかにできたが、詳細

なことに関しては、公文書では限界があると感じた。今後は私文書でそういった明らかにできなかった部分の研究を進めて行きたい。

おわりに

公文書から新聞・演説会といった新しい政治文化について見てきた。新聞に関しては、従来の研究での発行年月と公文書に記載されている発行年月が三つの新聞で違っていることを挙げた。また、国から県に新聞を規制するよう指示した公文書は残っているが、実際県下を規制するよう達したような公文書は残っていないかった。

演説会に関しては、集会条例よりも前に県では、演説会を開く為の規則や警察官の臨監を義務付ける布達が出されていた。また、官吏に関する規制が県下で出されており、戸長等が運動に参加するには難しい環境だった。

大分県での演説会に関する推移も大まかだが、一応明らかにできた。集会条例の公布は、大分県の民権家に多大なダメージを与えていた。県下での演説会の回数なども明らかにできた。以上のようなことを公文書から明らかにしたが、やはり限界を感じるので修論では、私文書も用い大分県での自由民権運動をもっと明らかにしたい。反政府運動などの社会運動は、公文書として残りにくい。政府に分が悪い公文書は、廃棄されるからである。自由民権運動は、運動が全国に広がり大きくなったために公文書が残っている。しかし、

残っている史料は少なく、そこは私文書で補うしかない。公文書館が地域の歴史を後世に伝えるためには、史料の収集は公文書と私文書の両方を範囲としないといけないと考える。しかし、公文書館の史料管理は、公文書だけに特化するべきだという方向に向かっていく傾向もある。経費の問題やアーキビスト不足といった人員問題。私文書を扱うことよりは、まず公文書の管理・移管・選別・保存・公開といった業務を満足にできる状態にするべきであり、私文書は扱わないといった傾向である。

また、社会運動などに関する記録資料の管理保管を公文書館などに要求しているがそれはおかしく、市民が自ら市民アーカイブズを設置するべきだという主張もある。³⁸⁾

こういった、アーカイブズに関する問題も修論では考えていきたいと思っっている。

註

(1) 新しい政治文化というのは、稲田雅洋「自由民権の文化史―新しい政治文化の誕生―」(筑摩書房 2009年4月)の中で、新聞というニューメディアと演説というパフォーマンズが自由民権運動を担った、新しい政治文化であると述べられている。

(2) 野田秋生「政社から政党へ(1)―大分県の自由民権運動覚書―」(大分県地方史) (106) 1982年6月 P1~47) 同「政社から政党へ(2) 大分県の自由民権運動覚書―」(大分県地方史) (107) 1982年9月

- (3) 同「自由民権期の『地方自治』論—大分県民会・初期県会における—」
 『大分県地方史』(110) 1983年6月 P31～65) 同「自由民権期の『地方自治』論(2)—大分県民会・初期県会における—」(『大分県地方史』(113) 1984年3月 P22～37) 同「田舎新聞」の発足をめぐる二三の問題」(『大分県地方史』(182) 2001年11月 P25～42)
 同「増田宗太郎の「共愛社」結成とその消滅について」(『大分県地方史』(186) 2002年3月 P31～53) 同「いわゆる共愛社結成に関する資料ふたつ」(『大分県地方史』(204) 2008年11月 P67～72)
 これまで、大分県の自由民権運動といえば、増田宗太郎が運動を担った田舎新聞社の編集長でもあり、増田宗太郎から始まると考えられてきたが、実際には増田宗太郎は西南戦争時武装蜂起しただけで、運動とは関わっていないことが指摘された。また、「田舎新聞」が共優社の機関紙的な存在であるということも否定された。
- (4) 春田国男「田舎新聞」の時代—明治期大分の新聞研究Ⅰ—
 (『大分県地方史』(153) 1994年3月 P46～67)
- (5) 同「田舎新聞」の出現—明治期大分の新聞研究Ⅱ—
 (『大分県地方史』(162) 1996年7月 P1～12)
- (6) 丑木幸男「大分県における民権政党の盛衰」
 (『別府大学紀要』(51) 2010年2月 P53～63)
- (7) 同「名望家の地方自治要求と民権運動—大分県速見郡立石村一件と自由党—」(『自由民権』(123) 2010年3月 P40～58)
- (8) 稲田雅洋「自由民権の文化史—新しい政治文化の誕生—」
 (筑摩書房 2000年4月) P3～91
- (9) 同 P93～157
- (10) 『大分県報 明治六年(2)』P629～634 内容は全国的に出されたものと同じであるから掲載せず。
- (11) 大分県総務部総務課編「大分県史 近代篇Ⅰ」(大分県 1984年3月) P433～494 以下本文では、「大分県史」とする。
 「大分一週新聞」の発行部数や、いつごろまで刊行され続けたかなど、細かなことはわからない。明治九年、県下最初の「新聞らしき新聞」である「田舎新聞」が創刊されるころには、すでに廃刊となっていたと思われる。」とあり、「大分一週新聞」については多くの事が分り得ていない状態である。
- (12) 『県治概略 四』P30～31 一八七三年七月三十一日付の史料と目録にある。
- (13) 稲田雅洋「自由民権の文化史—新しい政治文化の誕生—」
 (筑摩書房 2000年4月) P159～220
- (14) 春田国男「田舎新聞」の時代—明治期大分の新聞研究Ⅰ—
 (『大分県地方史』(153) 1994年3月 P46～67)
- (15) 表Ⅰは、本文の末尾に掲載している。「大分県統計表 明治十二年～十四年」これら三年分をまとめて作成したのが表Ⅰである。
- (16) 大分県総務部総務課編「大分県史 近代篇Ⅰ」
 (大分県 1984年3月) P501
- (17) 同
- (18) 『官省達留 明治七年(その1)』P65
- (19) 『寮局往復 明治十三年～明治十五年(その1)』P234

- (20) 『寮局往復 明治十三年～明治十五年(その1)』 P386～387
- (21) 『大分県報 明治十六年(3)』 P860
- (22) 稲田雅洋『自由民権の文化史―新しい政治文化の誕生―』
(筑摩書房 2000年4月) P221～245
- (23) 野田秋生『政社から政党へ(1)―大分県の自由民権運動覚書―』
(『大分県地方史』(106) 1982年6月 P1～24)
- (24) 稲田雅洋『自由民権の文化史―新しい政治文化の誕生―』
(筑摩書房 2000年4月) P258～274
- (25) 稲田雅洋『自由民権の文化史―新しい政治文化の誕生―』
(筑摩書房 2000年4月) P260～261
- (26) 『県治概略 廿二』 P149～150 一八七八年十二月二十日付の史料と目録にある。
- (27) 『各省内達(内務、大蔵、太政官、官内省、農商務) 明治八年～明治三十五年(その1)』 P38～42の史料には、国から大分県令に演説会に対して、先に挙げた『県治概略』と同様なことや警察官の臨監など、演説会に対する規則を定めるよう布達が届いている。この布達により『県治概略』にある「警布第廿四号集會心得云々布達」は出されたとと思われる。また大分県以外でも、このような布達は各県にも届いていると考えられるから。
- (28) 『県治概略 廿三』 P8 一八七九年一月九日付の史料と目録にある。
- (29) 『課中達 明治五年～明治二十八年(その1)』 P382～383
- (30) 『課中達 明治五年～明治二十八年(その2)』 P688
- (31) 『指揮留 明治六年十一月～明治二十年(その1)』 P323～325
- (32) 丑木幸男『戸長役場史料の研究』(岩田書院 2005年10月) P119～120には、郡区町村編制法の時期に連合戸長の分離独立および合併が各地で要求され、府県がそれを認めたのは、自由民権運動と戸長たちの地方自治要求を分断するためとあり、運動の結合を恐れた政府や府県が、戸長たちの要求を全面的に認めた。戸長の要求の内容と政府や府県の対応は違うが、運動の結合に関して認められないという点は同じである。
- (33) 『大分県年報 第三回 明治十二年』 P64
- (34) 『大分県年報 第四回 明治十三年』 P185～192 これを参考に自由民権運動に関する部分のみを筆者が要約したものである。
- (35) 同 P196
- (36) 『大分県統計書 明治十五年(下)』 P38～40 これを参考に演説会に関する部分のみを筆者が要約したものである。
- (37) 表Ⅱは末尾に掲載している。『大分県統計表 明治十五年～二十四年』を参考に作成したのが表Ⅱ。但し、明治十八・十九・二十三には、演説会の項目ないので参考にしていない。
- (38) 大濱徹也『札幌市公文書館が負うべき責務と課題』(『札幌市文化資料室研究紀要―公文書館への道―』(創刊号 2009年3月 P59～85) P72

題号	田舎新聞	南豊新聞	硫海新聞	海内新誌	碩田医報	菡海雑誌	田舎新報	佳実新報
社名	田舎新聞社	南豊新聞社	鳴鞭社	豊嶺社	碩田医報社	成功堂	田舎新報社	淳風社
発行年月	9年11月	12年11月	12年11月	14年1月	14年2月	14年2月	14年11月	
地名	下毛郡古博多町	大分郡大分町	大分郡大分町	下毛郡片端町	大分郡大分町	大分郡大分町	下毛郡三ノ町	大分郡大分町
社主	陣野廣平	樋口溜	松本未太郎	矢幡太刀彦	佐野尙達	津久井俊英	奥平每次郎	木田織太郎
記者	12年	西次郎太郎	池上辰造	毛利元器				
	13年		佐藤経司					
	14年				大橋奇男	河野元振	佐藤戸平	法華津元彦
12年	発売人	74,047	12,620	800				
	金員	1,110,705	189,330	16,000				
13年	発売数	78,026	88,504					
	金員	1,170,590	1,327,560					
14年	発売数	42,949	117,236			3,200	1,000	5,949
	金員	644,235	1,758,540			288,000	28,000	107,080

年次		明治13年	同14年	同15年	同16年	同17年	同20年	同21年	同22年		同23年	同24年
演題	認可	15	32	179	35	7	20	79	239	開会度数	91	38
	不認可			17	1	1		2	6			
演説	度数	4	11	29	7	2	2	39	46	演説セシ人員	279	108
	人員	10	18	142	29	6	4	41	175			
解散	全会			23	1			3	3	解散	全会	1
	結社											
禁止	管内				1			2	1	届出ノ効ヲ失ヒタルモノ		10
	全国											
	結社											